

【議題】 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について**1 協議理由**

自家用自動車による有償運送は道路運送法で原則として禁止されていますが、過疎地域などにおいて、住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難で、地域の協議会等で必要性について合意した場合に、道路運送法に基づく登録を受けて、自家用有償旅客運送を行うことができることとなっています。

本市で登録を受けて運行する自家用有償旅客運送（佐木島循環バス及び大和支所・世羅中央病院直通バス）の有効期間は平成 30 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までとなっており、令和 3 年 11 月 30 日をもって 3 年間の有効期間が満了となります。

佐木島循環バスは地域の移動手段として多くの方に利用されており、大和支所・世羅中央病院直通バスは引き続き実証運行を行うため、さらに 3 年間の

登録の更新を行い、継続して運行したいと考えています。

更新登録の申請に当たりましては、当協議会の合意が必要となるので、申請の可否について協議させていただきます。なお、合意となりましたら、様式 1—5 号「協議が調ったことを証する書類」を申請書の添付書類として提出します。

2 現在の登録内容**(1) 対象**

佐木島循環バス

大和支所・世羅中央病院直通バス

(2) 登録の有効期間

平成 30 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日まで

3 更新登録申請について

【様式第 1—2 号】 自家用有償旅客運送の更新登録の申請（案）のとおり

(案)

様式第 1 - 2 号

令和 3 年 1 1 月 日

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

名 称 三原市
住 所 三原市港町三丁目 5 番 1 号
代表者の氏名 三原市長 岡田 吉弘

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 三原市
住 所 三原市港町三丁目 5 番 1 号
代表者の氏名 三原市長 岡田 吉弘

2. 登録番号

中広市交第 9 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	佐木港 (三原市鷺浦町須波 811 番地 15 先)	・ J A 三原鷺浦営農センター ・ さぎしまふるさと館 ・ 向田港	佐木港 (三原市鷺浦町須波 811 番地 15 先)	12. 60km
2	三原市大和支所 (三原市大和町下徳良 111 番地)	西大田郵便局	世羅中央病院 (世羅町本郷 918 番地 3)	13. 00km

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
三原市さぎしま 青年の家	三原市鷺浦町向田野浦5020番地
三原市大和支所	三原市大和町下徳良111番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
三 原 市 さ ぎ し ま 青 年 の 家	保有			1 (0)		1	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計			1 (0)		1	
三 原 市 大 和 支 所	保有	1		()		1	
	持込		※	()	※ ()		
	合計	1				1	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

主として、三原市佐木島（鷺浦町）、三原市大和町の住民

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

（必要に応じ関係資料を添付のこと）

・路線1（佐木港～佐木港）

乗車距離数、大人・小人の別に関わらず、一乗車につき、一人200円の一律運賃。ただし、三原市敬老優待乗船券及び障害者優待乗船券等交付規則（平成17年3月22日規則第102号）で定める敬老優待乗車証を提示した旅客は一乗車につき100円、障害者優待乗車証を提示した旅客及び三原市立鷺浦小学校の児童は無料。

・路線2（三原市大和支所～世羅中央病院）

一乗車につき、大人（中学生以上）710円、小児（小学生）・障害者360円、未就学児は無料。

9.（事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- （1）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- （2）路線図
- （3）法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- （4）地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- （5）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- （6）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- （7）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- （8）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- （9）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- （10）自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

令和 3 年 1 1 月 日

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送（交通空白輸送）
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
（名 称） 三原市地域公共交通活性化協議会
（対象市町村） 三原市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 3 年 1 1 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
名 称 三原市
住 所 三原市港町三丁目 5 番 1 号
代表者の氏名 三原市長 岡田 吉弘
5. 調った協議の内容
 - （1）路線又は運送の区域
三原市佐木島（鷺浦町）において、佐木港、向田港等を結ぶ路線、また大和町において三原市大和支所と世羅中央病院を結ぶ路線
 - （2）旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
三原市佐木島（鷺浦町）においては、乗車距離数、大人・小人の別に関わらず、一乗車につき、一人 200 円の一律運賃。ただし、三原市敬老優待乗船券及び障害者優待乗船券等交付規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 102 号）で定める敬老優待乗車証を提示した旅客は一乗車につき 100 円、障害者優待乗車証を提示した旅客及び三原市立鷺浦小学校の児童は無料。
三原市大和町においては、一乗車につき、大人（中学生以上）710 円、小児（小学生）・障害者 360 円、未就学児は無料。

(3) 運送しようとする旅客の範囲

主として三原市佐木島（鷺浦町）、三原市大和町の住民

6. その他特記事項

令和3年11月 日

三原市地域公共交通活性化協議会

会長代理 副会長 岸 年勝